

藤沢市告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、分庁舎3階会計窓口における手数料等に係るキャッシュレス決済の収納事務について、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

2026年（令和8年）5月11日

藤沢市長
鈴木恒夫

1 指定日

2026年（令和8年）5月1日

2 指定納付受託者

名 称 三井住友カード株式会社

所 在 地 大阪府大阪市中央区今橋4丁目5番15号

代表者名 代表取締役 社長執行役員CEO 大西 幸彦

以 上